

平成 23 年 3 月 14 日

各 位

北 上 信 用 金 庫

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」被害者に対するお取扱いについて

この度「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当金庫全営業店において、被災状況に応じ下記の通りお取扱いすることと致しましたのでお知らせします。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- (1) 預金証書、通帳がない場合でも、預金者本人であることを確認して払戻しに応じております。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じております。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じております。また、これを担保とする貸付にも応じております。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応ずることとしております。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮することとしております。
- (6) 汚れた紙幣の交換に応じております。
- (7) 国債を紛失した場合には相談に応じております。

2. 相談窓口（預金・融資・その他）

ご相談窓口 ： 最寄りの営業店

電話でのご相談先： 北上信用金庫 総務部（高橋(政)、及川、渡邊）

TEL 0197-63-2307 FAX 0197-63-6639

ご相談受付時間 ： 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

以上